

琉球大学生向け(学部) 日本学生支援機構給付奨学金「在籍報告」について

日本学生支援機構(以下「機構」といいます。)の給付奨学生は、毎年4月及び10月の年2回、在籍報告の提出が必要です(採用初年度の者は採用月に応じて免除あり)。

在籍報告とは、奨学生が「大学に在籍していること」や「通学形態変更の有無」、「生計維持者の情報」等を確認するための大切な手続きです。

提出時期になりましたら、学生生活支援情報ホームページ「奨学金」-「⑩在籍報告」及びメール〔大学に登録したアドレスと大学から付与されたアドレス(@eve や@cs)]でお知らせしますので、忘れずに提出してください。

※ 休学等により**休止中又は停止中(本人都合及び支援区分見直しによる支給対象外)**の方も対象です。

※ **手続きを怠ると、翌月から奨学金の振り込みが停止**されます。

1. 提出方法

(1) 大学からの連絡(メール)

各月(4月及び10月)とも初旬頃
大学に登録したメールアドレスと大学から付与されたアドレス
(@eve や@cs)宛にお知らせ(公式HPにも掲載)。
※ **受信容量不足で連絡できない例を確認**していますので、空き容量を確保してください。

(2) スカラネット・パーソナルの事前登録(未登録者)

インターネット「スカラネット・パーソナル」を経由して提出(入力)。登録は右記QRコード参照。
※ **奨学金申込時に使用した「スカラネット」とは別のシステム**です。自分でID、パスワードの新規設定が必要です。



(3) 在籍報告の提出(入力)

- ① 大学からの連絡時に送付される「入力準備用紙」を記入。
※ **スカラネット・パーソナルは、一定時間(30分)が経過すると自動的にログアウト**します。入力準備用紙を活用して入力内容を事前に確認してください。
- ② スカラネット・パーソナルから提出(入力)。入力期限あり。
- ③ 提出(入力)内容によっては、別途手続き(書面による届出、確認書類の提出)が必要。

2. 留意事項

- (1) 第一種奨学金の併用者は、通学形態が変更になることで貸与月額が変更される場合があります。
- (2) 自宅外通学となった場合、在籍報告では通学形態の変更はできません(奨学金窓口で手続きが必要)。
- (3) 国籍を日本国以外に変更、在留資格を変更、在留期間(満了日)を更新した場合は、在留資格に関する証明書類を奨学金窓口へ提出してください。
- (4) **給付奨学金は毎年、生計維持者の経済状況に応じて支援区分が見直され、10月から翌年9月の振込分まで給付月額が変更される場合があります**(「適格認定(家計)」といいます)。
前月(9月)までの振込額と10月の在籍報告画面上の月額(10月以降の振込額)が異なる方は、支援区分の変更がないかスカラネット・パーソナルの「詳細情報」で確認してください。
- (5) 生計維持者に変更(再婚又は離婚等)がある場合は、在籍報告時に届け出が必要です。

<奨学金窓口：共通教育棟1号館1階>

〒903-0129 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学学生部学生支援課奨学係

TEL : 098-895-8136

E-mail : gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp



学生生活支援情報ホームページ